

要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項

医薬品区分		定義及び解説
要指導医薬品		下記のイからニに掲げるもののうち、その効能及び効果において人体に対する作用が著しくなるものであって、薬剤師その他の医療関係者がから提供された情報に基づく需要者により、より適切に使用されることが目的とされているものであつて、かつ、その適正な使用のために薬剤師の対面による情報の提供及び実学的知識に基づく指導が行われることが必要なもの。 イ 再春荘を除いてないダイレクトOTC ロ スイッチ直販品目 ハ 島素 ニ 酸素
要指導医薬品、一般用医薬品の定義及び解説	一般用医薬品	その副作用等により日常生活に支障を生ずる程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうちその使用に留意が必要なものとして厚生労働大臣が指定するもの及びその製造販売の承認の申請に際して法第14条第3項に該当するとされた医薬品(「一般用医薬品の範囲」)と定めます。
要指導医薬品、一般用医薬品の表示に関する解説	第1類医薬品	第1類医薬品は、第1類医薬品「第2類医薬品」「第3類医薬品」の文字を記載します。
要指導医薬品、一般用医薬品の中での特徴	第2類医薬品	第2類医薬品は、2の文字を(九角棒)又は□(四角棒)で囲みます。
要指導医薬品、一般用医薬品の情報の提供及び指導に関する解説	第3類医薬品	要指導医薬品、一般用医薬品の直接の容器又は薬袋の封包に記載します。また、直接の容器又は直接の封包の外から見えない場合に、外包装の容器又は部外に併せて記載します。
要指導医薬品の陳列等に関する解説	第1類医薬品	要指導医薬品、第2類医薬品及び第3類医薬品にあっては、それぞれ情報提供及び指導の義務に差異があります。また、販売する専門家も下記のように決まっています。また、必要に応じて販売者と購入者との間には、薬剤師又は登録販売者から禁煙の御話をさせていただきます。
要指導医薬品の陳列等に関する解説	第2類医薬品	要指導医薬品は、要指導医薬品陳列区画のカウンター内部若しくは壁かけた陳列設備に陳列しています。
一般用医薬品の陳列等に関する解説	第3類医薬品	第1類医薬品は、第1類医薬品陳列区画のカウンター内部若しくは壁かけた陳列設備に陳列しています。 指定第2類医薬品は、情報提供を行うための設備から2メートル以内の範囲に陳列しています。 第2類医薬品については、それぞれ区別して陳列裡に配置しています。
医薬品による健康被害の救済に関する制度の解説		[医薬品副作用被害救済制度] 医薬品は適正に使用しないとかわからず副作用により、入院・治療程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を目的に、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行なう制度です。救済の認定基準や手続きについては、下記にお問い合わせください。 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 医薬品副作用被害救済制度相談窓口 http://www.pmda.go.jp/index.html 0120-149-931 9:00~17:00(月~金 祝日・年末年始除く)
個人情報の適正な取り扱いを確保するための措置		医薬品に関する情報提供等で知り得た個人情報は、専門内で適切に管理させていただきます。第三者への提供等はいたしません。ただし、行政当局の要請等で報告の必要があると判断された場合には、情報を提供させていただく場合がございます。
苦情相談窓口		所轄する保健福祉(環境)事務所又は保健所名：南区保健福祉センター 電話番号 092 - 559 - 5112 受付時間 9 : 00 ~ 17 : 00

* 法は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律を示します。

安心して薬局サービスを受けていただくために (お知らせ)

当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報保護の取扱いに関する基本方針にもとづいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っています。また、当薬局における個人情報の利用目的は、次に掲げる事項です。

個人情報の取扱いについて、ご不明な点や疑問などがございましたら、お気軽にお問い合わせください。

《皆様の個人情報の利用目的》

- 当薬局における調剤サービスの提供
- 医薬品を安全に使用していただくために必要な事項の把握（副作用歴、既往歴、アレルギー、体質、併用薬、ご住所や緊急時の連絡先など）
- 病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などの必要な連携
- 病院、診療所などからの照会への回答
- 家族などへの薬に関する説明
- 医療保険・介護保険等の請求事務（審査支払機関への調剤報酬明細書（レセプト）の提出、審査支払機関又は保険者への照会、審査支払機関または保険者からの照会への回答など）
- 薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社への相談または届出など
- 調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 当薬局内で行う症例研究
- 当薬局内で行う薬学生の薬局実務実習
- 外部監査機関への情報提供
- その他の利用目的

薬局の管理及び運営に関する事項

お客様へ

当薬局は、法に基づく医薬品の情報提供を適切に行うための構造設備及び販売体制を下記の通り整備しております。尚この提示は、法第9条の4によって義務付けられております。

1. 許可区分：薬局

2. 許可証の記載事項

- ・薬局開設者名：有限会社タカラ薬局 代表取締役 川口博史
- ・薬局名：タカラ調剤薬局 大橋店
- ・許可番号：第451066号
- ・許可年月日：令和3年12月7日
- ・有効期間：令和4年1月1日～令和9年12月31日
- ・所在地：福岡市南区大橋一丁目8番18号大橋Sビル1F
- ・所轄自治体名：福岡市南区

3. 薬局管理者：氏名（薬剤師） 毛利

4. 当該薬局に勤務する薬剤師・登録販売者の別、氏名、担当業務

- a 薬剤師：氏名 中本・畠山・志太波・岡部・永鷹 担当業務 調剤・医薬品販売・情報提供・相談
- b 登録販売者（従事した期間が2年以上） 氏名 西村 担当業務 第二類、第三類医薬品販売・情報提供・相談

c 登録販売者（従事した期間が2年未満）

- 氏名 担当業務

5. 取り扱う医薬品の区分

- 要指導医薬品 第1類医薬品 指定第2類医薬品
- 第2類医薬品 第3類医薬品

6. 勤務者の名札等による区分

- ・薬剤師は白衣を着用し「薬剤師」と書いた名札をつけています。
- ・登録販売者は「登録販売者」（従事した期間が2年未満のものは名札に「研修中」と記載）と書いた名札を付けています。

7. ①営業時間での相談対応時間及び連絡先

- ・ 9 : 00 ~ 18 : 00
- ・ 定休日：日祝日
- ・ 連絡先：092-561-2277

②営業時間外での相談対応時間及び連絡先

- ・ 8 : 00 ~ 21 : 00
- ・ 連絡先：090-8509-6946

③営業時間外で医薬品の購入又は譲り受けの申し込みを受理する時間

- ・ 18 : 00 ~ 19 : 00

8. 緊急時における連絡先

- ・ 連絡先：090-8509-6946

* 法は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律を示します。

個人情報保護に関する基本方針

1. 基本方針

当薬局は、「個人情報の保護に関する法律」(以下、「個人情報保護法」)および「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(個人情報保護委員会・厚生労働省策定。以下、「ガイドランジス」)を遵守し、良質な薬局サービスを提供するために、皆様の個人情報を適切かつ万全の体制で取り扱います。

2. 具体的な取り組み

当薬局は、皆様の個人情報を適切に取り扱うために、次の事項を実施します。

- (1) 個人情報保護法およびガイドランジスをはじめ、関連する法令を遵守します。
- (2) 個人情報の取扱いに関するルール（運用管理規定）を策定し、個人情報取扱責任者を定めるとともに、従業員全員で遵守します。
- (3) 個人情報の適切な保管のために個人情報保護法及びガイドランジスに沿って安全管理措置を講じ、漏洩・滅失・棄損の防止に努めます。
- (4) 個人情報を適切に取り扱っていることを定期的に確認し、問題が認められた場合には、これを改善します。
- (5) 個人情報の取得にあたっては、あらかじめ利用目的を明示し、その目的以外には使用しません。ただし、本人の了解を得ている場合、法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合などは除きます。
- (6) 業務を委託する場合は、委託先に対し、当薬局の基本方針を十分理解の上で取り扱うよう求めるとともに、必要な監督・改善措置に努めます。
- (7) 個人情報の取扱いに関する相談体制を整備し、適切かつ迅速に対応します。

3. 相談体制

当薬局は、次の事項についてご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します。

- (1) 個人情報の利用目的に同意しがたい場合
- (2) 個人情報・第三者提供記録の開示、訂正、利用停止など（法令により応じられない場合を除く）
- (3) 個人情報が漏洩・滅失・棄損した場合、または、その可能性が疑われる場合
- (4) その他、個人情報の取扱いについてご質問やご不明な点がある場合

※ 個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について、本人が判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要があります。

タカラ調剤薬局 大橋店

開設者	有限会社タカラ薬局 代表取締役 川口博史
個人情報取扱責任者	個人情報取扱責任者：川口博史
(お問い合わせ先)	〒 福岡市南区大橋1-8-18
電話番号	092-561-2277
ファクシミリ	092-561-2277
ホームページ	http://www.takara-pharmacy.jp/
Eメール	ohashi@medical-polygon.jp

当薬局の行っているサービス内容について

下記表中の点数は全て 1 点 = 10 円です。

1・調剤管理料及び薬剤管理指導料等に関する事項		
調剤管理料 (4 / 28 / 50 / 60 点)	お薬手帳等により当薬局の医薬品等について確認するとともに、処方された薬について患者さん又はその家族等から販売状況等の情報を収集し、必要な薬学的分析を行った上で、薬剤服用助への記載を行います。	
薬剤管理指導料 (45 / 59 点)	患者さんごとに作成した薬剤管理用紙(薬歴)に基づいて、投薬に係る薬剤の名前、用法、用量、効能、効果、副作用及び相互作用に関する情報、通常医薬品に関する情報や薬剤情報提供文書により提供し、薬剤の服用に関して基本的な説明や必要な注意を豆原式又は併用録出機器を用いてオンラインで行い、必要に応じてお薬の交付後も継続的に医薬品管理を行います。 お薬手帳には、調剤票に係る薬剤の名称、用法、用量その他の用意に応じて記載すべき項目を記載します。	
かかりつけ薬剤師指導料 (76 点)	患者さんごとに作成した「かかりつけ薬剤師」が、医療団と連携して他の医療機関や薬局との処方箇や、一般医薬品・健康食品及び飲食物について一元的・統合的に把握した上で、医療指導等を行うものです。「かかりつけ薬剤師」は保健医療師として相当の経験と実績を有しており、研修認定を取得しています。また当薬局にて一定の時間以上勤務し、いつでも医療や健康の相談を受け付けます。同業種が必要であり、お薬手帳には患者さんの「かかりつけ薬剤師」である旨の薬剤師氏名・薬局名を記載します。	
かかりつけ薬剤師包括管理料 (291 点)	医療機関で「地域包括診療扶助額」若しくは、「地域包括診療扶助額(薬歴)」又は、「地域包括診療扶助額(精神科)」を算定されている患者さんと同意を得た場合、薬剤管理料の「精神科外掛算料」、「医療」、「休日厚生料」、「在宅医療費算定料」及び「在宅医療費算定料・薬剤管理指導料」、「在宅患者緊急時料(同掛算料)」、「医療扶助料」、「使用薬剤料」、「特定保険医療材料料」以外の費用が含まれる「かかりつけ薬剤師包括管理料」を算定します。	
2・地域支援体制加算に関する事項	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤した場合、基準に係る区分に応じて所定の点数を加算します。	
3・無菌製剤処理加算に関する事項	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、中成根原膏方処方帳・抗生物性複数剤又は膏方ににつき無菌製剤処理を行った場合は、1 日につき所定の点数を加算します。	
4・在宅患者訪問薬剤管理指導料に関する事項		
1: 単一建物障害者が1人の場合 650点/回	あらかじめ在宅患者訪問薬剤管理指導を行なう旨を地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、在宅で療養を行っている患者さんであって在院が困難な方に対し、医師の指示に基づき、薬剤師が薬学的管理指導計画を策定し、患者さん訪問して、薬学的評議及び指導を行った場合に、単一建物障害患者の人数に応じて所定の点数を算定します。	
2: 単一建物障害者が2人以上 9人以下の場合 320点/回		
3: 1及び2以外の場合 290点/回		
在宅患者オンライン薬剤管理料 (59 点)	在宅で療養を行っている患者さんであって通院が困難な方に対し、情報伝達機器を用いた薬学的管理及び指導(訪問薬剤管理指導と同様に行なう場合を除く。)を行った場合に算定します。	
5・後発医薬品調剤体制加算に関する事項		
後発医薬品調剤体制加算 (21 / 28 / 30 点)	後発医薬品の調剤に関して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤した場合、基準に係る区分に応じて所定の点数を加算します。	
6・連携強化加算に関する事項		
連携強化加算 (5 点)	他の保険薬局、保健医療機関及び都道府県等の連携により、災害又は新病害対応の発生等の非常時に必要な体制が整備されている保険薬局において、調剤した場合に所定の点数を加算します。	
7・医療DX推進体制加算に関する事項		
医療DX推進体制加算 (4 点)	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤した場合、月1回に限り所定の点数を加算します。	
8・医療情報取得加算に関する事項		
医療情報取得加算 (1 / 3 点)	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険薬局において調剤した場合、6 月1回に限り所定の点数を加算します。	
9・在宅薬学総合体制加算に関する事項		
在宅薬学総合体制加算 (15 / 50 点)	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者訪問薬剤管理指導料等共同指導料又は介護保険における居宅介護管理指導料若しくは介護予防制度における居宅介護管理指導料を算定している患者等の調剤をした場合、基準に係る区分に応じて所定の点数を加算します。	

調剤報酬点数表(令和6年6月1日施行) 第1部 調剤技術料		
主な料目	点数	
調剤技術料	456	
調剤技術料付	279	
調剤技術料付2	405	
調剤技術料付3	240	
調剤技術料付4	270	
調剤技術料付5	300	
調剤技術料付6	300	
調剤技術料付7	300	
調剤技術料付8	300	
調剤技術料付9	300	
調剤技術料付10	300	
調剤技術料付11	300	
調剤技術料付12	300	
調剤技術料付13	300	
調剤技術料付14	300	
調剤技術料付15	300	
調剤技術料付16	300	
調剤技術料付17	300	
調剤技術料付18	300	
調剤技術料付19	300	
調剤技術料付20	300	
調剤技術料付21	300	
調剤技術料付22	300	
調剤技術料付23	300	
調剤技術料付24	300	
調剤技術料付25	300	
調剤技術料付26	300	
調剤技術料付27	300	
調剤技術料付28	300	
調剤技術料付29	300	
調剤技術料付30	300	
調剤技術料付31	300	
調剤技術料付32	300	
調剤技術料付33	300	
調剤技術料付34	300	
調剤技術料付35	300	
調剤技術料付36	300	
調剤技術料付37	300	
調剤技術料付38	300	
調剤技術料付39	300	
調剤技術料付40	300	
調剤技術料付41	300	
調剤技術料付42	300	
調剤技術料付43	300	
調剤技術料付44	300	
調剤技術料付45	300	
調剤技術料付46	300	
調剤技術料付47	300	
調剤技術料付48	300	
調剤技術料付49	300	
調剤技術料付50	300	
調剤技術料付51	300	
調剤技術料付52	300	
調剤技術料付53	300	
調剤技術料付54	300	
調剤技術料付55	300	
調剤技術料付56	300	
調剤技術料付57	300	
調剤技術料付58	300	
調剤技術料付59	300	
調剤技術料付60	300	
調剤技術料付61	300	
調剤技術料付62	300	
調剤技術料付63	300	
調剤技術料付64	300	
調剤技術料付65	300	
調剤技術料付66	300	
調剤技術料付67	300	
調剤技術料付68	300	
調剤技術料付69	300	
調剤技術料付70	300	
調剤技術料付71	300	
調剤技術料付72	300	
調剤技術料付73	300	
調剤技術料付74	300	
調剤技術料付75	300	
調剤技術料付76	300	
調剤技術料付77	300	
調剤技術料付78	300	
調剤技術料付79	300	
調剤技術料付80	300	
調剤技術料付81	300	
調剤技術料付82	300	
調剤技術料付83	300	
調剤技術料付84	300	
調剤技術料付85	300	
調剤技術料付86	300	
調剤技術料付87	300	
調剤技術料付88	300	
調剤技術料付89	300	
調剤技術料付90	300	
調剤技術料付91	300	
調剤技術料付92	300	
調剤技術料付93	300	
調剤技術料付94	300	
調剤技術料付95	300	
調剤技術料付96	300	
調剤技術料付97	300	
調剤技術料付98	300	
調剤技術料付99	300	
調剤技術料付100	300	
調剤技術料付101	300	
調剤技術料付102	300	
調剤技術料付103	300	
調剤技術料付104	300	
調剤技術料付105	300	
調剤技術料付106	300	
調剤技術料付107	300	
調剤技術料付108	300	
調剤技術料付109	300	
調剤技術料付110	300	
調剤技術料付111	300	
調剤技術料付112	300	
調剤技術料付113	300	
調剤技術料付114	300	
調剤技術料付115	300	
調剤技術料付116	300	
調剤技術料付117	300	
調剤技術料付118	300	
調剤技術料付119	300	
調剤技術料付120	300	
調剤技術料付121	300	
調剤技術料付122	300	
調剤技術料付123	300	
調剤技術料付124	300	
調剤技術料付125	300	
調剤技術料付126	300	
調剤技術料付127	300	
調剤技術料付128	300	
調剤技術料付129	300	
調剤技術料付130	300	
調剤技術料付131	300	
調剤技術料付132	300	
調剤技術料付133	300	
調剤技術料付134	300	
調剤技術料付135	300	
調剤技術料付136	300	
調剤技術料付137	300	
調剤技術料付138	300	
調剤技術料付139	300	
調剤技術料付140	300	
調剤技術料付141	300	
調剤技術料付142	300	
調剤技術料付143	300	
調剤技術料付144	300	
調剤技術料付145	300	
調剤技術料付146	300	
調剤技術料付147	300	
調剤技術料付148	300	
調剤技術料付149	300	
調剤技術料付150	300	
調剤技術料付151	300	
調剤技術料付152	300	
調剤技術料付153	300	
調剤技術料付154	300	
調剤技術料付155	300	
調剤技術料付156	300	
調剤技術料付157	300	
調剤技術料付158	300	
調剤技術料付159	300	
調剤技術料付160	300	
調剤技術料付161	300	
調剤技術料付162	300	
調剤技術料付163	300	
調剤技術料付164	300	
調剤技術料付165	300	
調剤技術料付166	300	
調剤技術料付167	300	
調剤技術料付168	300	
調剤技術料付169	300	
調剤技術料付170	300	
調剤技術料付171	300	
調剤技術料付172	300	
調剤技術料付173	300	
調剤技術料付174	300	
調剤技術料付175	300	
調剤技術料付176	300	
調剤技術料付177	300	
調剤技術料付178	300	
調剤技術料付179	300	
調剤技術料付180	300	
調剤技術料付181	300	
調剤技術料付182	300	
調剤技術料付183	300	
調剤技術料付184	300	
調剤技術料付185	300	
調剤技術料付186	300	
調剤技術料付187	300	
調剤技術料付188	300	
調剤技術料付189	300	
調剤技術料付190	300	
調剤技術料付191	300	
調剤技術料付192	300	
調剤技術料付193	300	
調剤技術料付194	300	
調剤技術料付195	300	
調剤技術料付196	300	
調剤技術料付197	300	
調剤技術料付198	300	
調剤技術料付199	300	
調剤技術料付200	300	
調剤技術料付201	300	
調剤技術料付202	300	
調剤技術料付203	300	
調剤技術料付204	300	
調剤技術料付205	300	
調剤技術料付206	300	
調剤技術料付207	300	
調剤技術料付208	300	
調剤技術料付209	300	
調剤技術料付210	300	
調剤技術料付211	300	
調剤技術料付212	300	
調剤技術料付213	300	
調剤技術料付214	300	
調剤技術料付215	300	
調剤技術料付216	300	
調剤技術料付217	300	
調剤技術料付218	300	
調剤技術料付219	300	
調剤技術料付220	300	
調剤技術料付221	300	
調剤技術料付222	300	
調剤技術料付223	300	
調剤技術料付224	300	
調剤技術料付225	300	
調剤技術料付226	300	
調剤技術料付227	300	
調剤技術料付228	300	
調剤技術料付229	300	
調剤技術料付230	300	
調剤技術料付231	300	
調剤技術料付232	300	
調剤技術料付233	300	
調剤技術料付234	300	
調剤技術料付235	300	
調剤技術料付236	300	
調剤技術料付237	300	
調剤技術料付238	300	
調剤技術料付239	300	
調剤技術料付240	300	
調剤技術料付241	300	
調剤技術料付242	300	
調剤技術料付243	300	
調剤技術料付244	300	
調剤技術料付245	300	
調剤技術料付246	300	
調剤技術料付247	300	
調剤技術料付248	300	
調剤技術料付249	300	
調剤技術料付250	300	
調剤技術料付251	300	
調剤技術料付252	300	
調剤技術料付253	300	
調剤技術料付254	300	
調剤技術料付255	300	
調剤技術料付256	300	
調剤技術料付257	300	
調剤技術料付258	300	
調剤技術料付259	300	
調剤技術料付260	300	
調剤技術料付261	300	
調剤技術料付262	300	
調剤技術料付263	300	
調剤技術料付264	300	
調剤技術料付265	300	
調剤技術料付266	300	
調剤技術料付267	300	
調剤技術料付268	300	
調剤技術料付269	300	
調剤技術料付270	300	
調剤技術料付271	300	
調剤技術料付272	300	
調剤技術料付273	300	
調剤技術料付274	300	
調剤技術料付275	300	
調剤技術料付276	300	
調剤技術料付277	300	
調剤技術料付278	300	
調剤技術料付279	300	
調剤技術料付280	300	
調剤技術料付281	300	
調剤技術料付282	300	

指定居宅療養管理指導事業者 運営規程

(事業の目的)

第1条

- タカラ 薬局（指定居宅サービス事業者：以下、「当薬局」という）が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という）の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方箋に基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、当薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。
- 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

(運営の方針)

第2条

- 要介護者または要支援者（以下、「利用者」という）の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
 - ・保険薬局であること。
 - ・在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
 - ・麻薬小売業者としての許可を得ていること。
 - ・利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
 - ・居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

(従業者の職種、員数)

第3条

- 従業者について
 - ・居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
 - ・従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
 - ・従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。
- 管理者について
 - ・常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り、当薬局の管理者との兼務を可とする。

(職務の内容)

第4条

- 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方箋に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品を要介護者のADLやQOLに及ぼしていく影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
- 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、医師等および介護支援専門員、必要に応じて他のサービス事業者に報告する。また、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合や、居宅介護支援事業者等から求めがあった場合は、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供または助言を行なう。

(営業日および営業時間)

第5条

- 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、国民の祝祭日、年末年始（12月30日～1月3日）を除く。
- 通常、平日の9:00～18:00、木曜日の9:00～13:00とする。
- 利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

(通常の事業の実施地域)

第6条

- 通常の実施地域は、福岡市、春日市、那珂川市 の区域とする。

(指定居宅療養管理指導等の内容)

第7条

- 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。
 - ・処方箋による調剤（患者の状態に合わせた調剤上の工夫）
 - ・薬剤服用履歴の管理
 - ・薬剤等の居宅への配達
 - ・居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
 - ・使用薬剤の有効性に関するモニタリング
 - ・薬剤の重複投与・相互作用等の回避
 - ・副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
 - ・ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
 - ・使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
 - ・麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
 - ・病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
 - ・患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
 - ・在宅医療機器、用具、材料等の供給
 - ・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
 - ・その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）

(利用料その他の費用の額)

第8条

- 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。
- 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービスの内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。
- 居宅療養管理指導に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収する。なお、自動車を利用した場合は、以下の距離別徴収額を基準とする。
 - ・片道 0～2km 300円
 - ・片道 2～10km 500円
 - ・片道 10km超 800円

(緊急時等における対応方法)

第9条

- 居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

(その他運営に関する重要な事項)

第10条

- 当薬局は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るために定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができるよう業務態勢を整備する。
- 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 従業者であつた者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者であつた者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
- この規程に定める事項の外、運営に関する重要な事項は、当薬局と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

本規程は 令和6年6月1日より施行する。

介護保険サービス提供事業者としての掲示

当事業者の介護保険に関する取扱いは以下のとおりです。

1. 提供するサービスの種類

居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導

2. 営業日および営業時間

平日： 9:00 ~ 18:00

土曜日： 9:00 ~ 18:00

休み日： 祝日

※なお緊急時は上記の限りではありません。

3. 利用料金

	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
単一建物居住者が1人	518円/回	1,036円/回	1,554円/回
単一建物居住者が2～9人	379円/回	758円/回	1,137円/回
単一建物居住者が10人以上	342円/回	684円/回	1,026円/回
情報通信機器を用いる場合	46円/回	92円/回	138円/回

※麻薬の薬剤管理の必要な方は、上記に1割負担の方は100円、2割負担の方は200円、3割負担の方は300円が加算されます。

※別に規定される地域等に所在する事業所がサービスを実施した場合、上記に100分の10又は15が加算されます。

※別に規定される地域等に居住する方へサービスを実施した場合、上記に100分の5が加算されます。

4. 苦情相談窓口

福岡県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談室

（電話： 092-642-7859 FAX： 00092-642-7857）

所轄の介護保険担当窓口（福岡市保健福祉センター）

（電話： 092-559-5125 FAX： 092-512-8811）

療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いに関する掲示義務等

<在宅療養に係る交通費>

患家への移動に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収する。なお、自動車を利用した場合は、以下の距離別徴収額を基準とする。

・片道 0～2km	300円
・片道 2～10km	500円
・片道 10km超	800円

<薬剤の容器代>

容器 1個につき 10～100円を徴収

<患家へ調剤した医薬品の持参料>

患者様の都合・希望に基づく医薬品の持参料

800円

<希望に基づく甘味剤等の添加>

（治療上の必要性がなく、問題がない場合）

1製剤につき 200円

<希望に基づく一包化> ※服用時点ごとにまとめてパックする事

（治療上の必要性がなく、問題がない場合）

1週間分につき 500円

<希望に基づく服薬カレンダー・服薬BOX>

（日付、曜日、服用時点等の別に薬剤を整理することができる資材の提供）

希望により注文販売します 120～1000円位

（商品により違います）

福岡県知事指定介護保険事業所

番号： 第 4041242258 号

薬局名： タカラ薬剤薬局 大橋店

住所： 福岡市南区大橋1-8-18

TEL： 092-561-2277

管理薬剤師： 毛利

開設者： 有限会社タカラ薬局 代表取締役 川口博史

福岡県薬剤師会 (2024In-3)